

東京都テレワーク定着促進フォローアップ事業 対象企業要件

- (1) 都内で事業を営んでいること
- (2) 常時雇用する労働者（※1）が2～300人以下の企業等（※2）であること。
- (3) 都内に勤務する常時雇用する労働者を2人以上雇用していること。うち1人は、申し込み時点で6か月以上継続して雇用しており、かつ雇用保険被保険者（加入期間が6か月以上）であること（休業中の労働者を含む。）
- (4) 都税の未納付がないこと
- (5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと（違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合など）
- (6) 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
- (7) 風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと（風営法第2条第1項、第5項、第13項）
- (8) 代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと
- (9) 東京都政策連携団体、事業協力団体又は都が設立した法人でないこと
- (10) 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること（就業規則の作成・届出義務のある常時雇用する労働者が10人以上の企業等のみ）
- (11) テレワーク規程を作成していること（就業規則の作成・届出義務のある常時雇用する労働者が10人以上の企業等は、労働基準監督署に届出を行っていること）
- (12) 「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度へ登録し、「テレワーク推進リーダー」を設置していること。

※1 常時雇用する労働者とは、次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者
- ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者

*「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

※2 企業とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等（※3）を指します。

※3 法人等には、次のものを含みます。

- ・弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
 - ・公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
 - ・税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの
 - ・行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
 - ・司法書士法（昭和25年法律第197号）第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
 - ・弁理士法（昭和12年法律第49号）第37条第1項で定める「特許業務法人」に該当するもの
 - ・社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
 - ・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
 - ・医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法（昭和40年法律第34号）別表2の「公益法人等」に該当するもの
- なお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項で定める特定非営利活動法人を含むものとします。ただし、次の（ア）から

(ウ) のいずれかを満たすものは除きます。

(ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

(ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

・ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第3の「協同組合等」に該当するもの